

平成 26 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会
会 議 録

平成 26 年 2 月 21 日 開会
平成 26 年 2 月 21 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(2 月 21 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○発議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	19
○議決事件の条項、字句等の整理	23
○閉会	23
○会議録署名	24

平成 26 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 1 号

平成 26 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 19 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 石井 由己雄

- 1 期日 平成 26 年 2 月 21 日(金)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 2 階 研修室 1・2

【応招・不応招議員】

応招議員(19名)

1 番 清水保 君	3 番 小林義孝 君	6 番 田原一孝 君
7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君	9 番 樋泉明広 君
10 番 神宮司正人 君	11 番 久島博道 君	12 番 川口信子 君
14 番 井上達雄 君	15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君
17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君
20 番 山口勝也 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君		

不応招議員(8名)

2 番 太田利政 君	4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君
13 番 井口貢 君	21 番 藤江雅江 君	25 番 高山泰治 君
26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君	

平成 26 年第 1 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 26 年 2 月 21 日(金)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 1 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2 号 平成 25 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 7 議案第 3 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第 8 議案第 4 号 平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第 9 発議案第 1 号 後期高齢者医療制度に関する意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 9 まで議事日程と同じ

出席議員(19名)

1 番 清水保 君	3 番 小林義孝 君	6 番 田原一孝 君
7 番 河野木綿子 君	8 番 福井俊克 君	9 番 樋泉明広 君
10 番 神宮司正人 君	11 番 久島博道 君	12 番 川口信子 君
14 番 井上達雄 君	15 番 近藤文男 君	16 番 川口福三 君
17 番 鍋田幹雄 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君
20 番 山口勝也 君	22 番 後藤政行 君	23 番 高村富三人 君
24 番 小林昭一 君		

欠席議員(8名)

2 番 太田利政 君	4 番 吉田昭男 君	5 番 古見金弥 君
13 番 井口貢 君	21 番 藤江雅江 君	25 番 高山泰治 君
26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君	

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 石井由己雄君 事務局長 菊原 忍君 事務局次長 小俣正春君
業務課長 坂本 昇君 会計管理者 小澤まゆみ君
業務課資格管理担当リーダー 吉野恭子君 業務課給付担当リーダー 若月和道君
業務課庶務担当リーダー 齊藤岳君

事務局職員出席者

書記長 望月利偉 書記 横内克仁 書記 渡邊宗一郎

【開 会】

開会 午後 2 時 45 分

- 議長(鍋田幹雄君) 時間が参りましたのでこれから本会議をさせていただきます。
太田議長においては事故により欠席としておりますので、私副議長でございます鍋田が議長を務めます。これより、平成26年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。
議員定数27人のうち、本日の出席議員は19人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

- 議長(鍋田幹雄君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前にご報告申し上げます。2番太田利政君、4番吉田昭男君、5番古見金弥君、13番井口貢君、21番藤江雅江君、25番高山泰治君、26番木下正之君、27番守屋茂久君から欠席の届が出ています。
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査の報告はお手元に配布のとおりであります。議案説明のため、地方自治法 第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

- 議長(鍋田幹雄君) ここで、石井広域連合長から発言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

- 議長(鍋田幹雄君) はい。石井広域連合長。
○広域連合長(石井由己雄君) こんにちは。
本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成 26 年第 1 回定例会を開会するに当たりましてごあいさつを申し上げます。
立春が過ぎたとはいえ、厳しい冷え込みの一方で、先週の大雪は、甲府市におきましても、積雪が観測史上初の 1m を超え、県内の鉄道や道路の交通網が非常に厳しい状態になり、陸の孤島山梨と称され、孤立世帯・帰宅困難者が続出しましたが、復旧作業も進みまして、一部地域を除きようやく、通常の生活が戻りつつあるところであります。このことは、関係の皆様方の努力と協力によるものと深く感謝申し上げます。また、議員の皆様におかれましては、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。
さて、後期高齢者医療制度につきましては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が平成 25 年 12 月 5 日に成立し、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての中で、低所得者保険料軽減措置の拡充が掲げられております。具体的には、保険料軽減判定所得の基準額を引き上げ、2割軽減及び5割軽減の拡大を図り、保険料が軽減される被保険者は、全国で110万人増加すると想定されており、県内においても、試算の段階ですが約3,700人増加する見込みとなっております。

後期高齢者医療制度におきましては、法律に基づきまして2年ごとに保険料率の見直しが行われることとなります。

このため、平成 26 年度・27 年度の保険料率につきまして、今定例会に提案させてい

ただくこととなります。

保険料率の算定に当たっては、医療給付費の伸び、被保険者数の増加などを考慮し、国からの指導のもと、被保険者の皆さま方の負担を少しでも抑えるため、適切な対応を確保するため県と協議の上、剰余金の活用を行う事等により、本広域連合といたしました。保険料率を均等割額の増加のみとし、所得割率は据え置くことといたしました。

今議会では、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正、平成25年度特別会計補正予算案、平成26年度一般会計及び特別会計予算案の議案を提案させていただきます。

それぞれの案件につきまして、何卒十分なご審議をいただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。ご苦勞様でございます

【議員の議席の指定】

●議長(鍋田幹雄君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

新たに選出されました3名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、6番田原一孝君、12番川口信子君、16番川口福三君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番小林義孝君と18番保坂實君を指名いたします。

【会期の決定】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ご異議ありませんので本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会の選任について】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。14番井上達雄君を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました、井上君を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、井上君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 議案第1号】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第5、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。菊原事務局長。

○事務局長(菊原忍君) 議案第1号山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。条例改正の提案理由ではありますが、まず最初に山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例についてであります。

1番目として、平成26年度及び平成27年度の保険料率の見直しを行うとともに、賦課限度額の改定を行うものであります。

2番目として、均等割額の5割軽減及び2割軽減の軽減対象の拡大を図るものであります。

3番目として、被用者保険の被扶養者であった被保険者などへの保険料賦課の特例措置を、平成26年度以降の各年度においても継続するものであります。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例についてであります。

1番目として、平成26年度以降の各年度においても、基金を処分し、保険料を軽減する財源に充てるための規定を加えるものであります。

2番目として、条例の効力を1年延長し、平成27年3月31日までとするものであります。

以上のように、2件の条例についてそれぞれ改正をする必要があり、これが提案する理由であります。なお、改正の内容等の詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) それでは、条例案の具体的な内容につきまして、資料1、条例説明書で説明させていただきます。

条例説明書の1ページをご覧ください。改正の要旨ということで、まず、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成26年度及び平成27年度の保険料率の見直しを行い、平成26年1月29日に公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令により、賦課限度額の改定及び均等割額の軽減対象の拡大を図る。また、平成26年度以降における各年度の被用者保険の被扶養者であった被保険者の負担を軽減し、平成26年度以降の各年度における所得の少ない者への負担を軽減する措置を継続することにより、制度の円滑な運営を目的としたものである。

また、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正でございますが、平成26年度以降の各年度においても、保険料を軽減する財源に充てるための規定を加え、条例の効力を1年延長し、高齢者医療の円滑な制度運営を図ることを目的としたものである。これが要旨でございます。

次に具体的内容でございますが、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、まず、特定期間の定義規定を加えます。それから、2番目として、小菅村に係る6年間の保険料の不均一賦課が終了するため、県内全域を均一の保険料とする改正でございます。次に、3番目は、平成26年度と27年度の所得割につきましては、24年度・25年度と同じ率でございますが、次の4番目、均等割額につきましては、現在の39,670円から、40,490円に改定するものでございます。また、次の5番目と6番目は、政令の改正により条例を改正するものでございますが、賦課限

度額につきましては57万円に引き上げ、均等割額の5割軽減と2割軽減につきましては、軽減対象の拡大を図るものでございます。7番目は、附則において不均一賦課に係る規定を整理するものでございます。次の8番目は、保険料の軽減について、平成26年度以降の各年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の負担を、特例として、平成25年度と同様に9割軽減し、9番目として、平成26年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、均等割額を7割軽減するものについて、平成25年度と同様に、8.5割軽減とするものでございます。

最後の10番目でありますが、附則第5条において不均一賦課に係る規定を整理したため、別表を削るものでございます。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正でございます。まず、保険料を軽減する財源に充てるための基金の使途であります。1番目として、平成26年度以降の各年度において、平成25年度と同様に、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料を軽減するための財源に充てるための改正、それから2番目として、平成26年度以降の各年度において、平成25年度と同様に、被保険者均等割額が7割軽減されるものについて、8.5割に軽減するための財源に充てるための改正でございます。3番目は、この条例の効力を1年延長し、平成27年3月31日までとするものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日からとするものでございます。

次に、新旧対照表でございますが、4ページをご覧ください。まず、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正の関係であります。左側が「新」で、右側が「旧」でございます。

第4条の改正につきましては、特定期間の定義規定を加えるものであります。改正部分は、5ページの上の方になりますが、「法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。」というふうに加える改正であります。ちなみに特定期間というのは、2年間でございます。

次の第6条の改正は、カッコ書きの「別表に定める市町村を除く。」この部分を削ります。

第7条は、所得割率の規定でございますが、「平成24年度及び平成25年度」を「平成26年度及び平成27年度」に改めます。所得割の率は、100分の7.86で変わりません。

第8条は、均等割額の規定でございますが、同じく年度を変えまして、「3万9,670円」を「4万490円」に改めるものでございます。

第9条は、保険料の賦課限度額を「55万円」から「57万円」に改めるものでございます。

7ページの中ほどをご覧ください。第13条第1項第2号の改正は、5割軽減の対象の拡大に関する改正であります。、「(当該世帯主を除く。)」の部分を削ります。これにより、新たに単身世帯も軽減の対象になってきます。また、その下の第3号の改正につきましては、2割軽減の対象の拡大ということで、「35万円」を「45万円」に改めるものでございます。

8ページから10ページの上までは、附則第5条の改正でございますが、不均一賦課に係る規定であります。小菅村に係る不均一賦課は終了いたしますが、将来の賦課更正等にかんがみ、当分の間規定を残すため、現行の別表を、この附則第5条の中において規定するものでございます。本文の中の「別表」を「次の表」に改めまして、10ページの上の部分になりますが、現在の別表をこの条の中で規定する改正でございます。次の、10ページから11ページにつきましては、附則に、新たに第23条、第24条及び第25条の3つの条文を加える改正でございます。第23条は、平成26年度以降の特定

期間における保険料の賦課総額に関する特例規定、第 24 条は、平成 26 年度以降の各年度において、被扶養者であった被保険者に係る保険料の特例として 5 割軽減を 9 割軽減とする規定。また、第 25 条は、平成 26 年度以降の各年度において、所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例として、均等割額を 7 割軽減する者について、8.5 割軽減とするための条文でございます。

11 ページの最後の部分は、別表の小菅村の不均一賦課に係る所得割率と均等割額の保険料率ですが、これを附則の第 5 条において規定しますので、この表を削る改正でございます。

以上が、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例改正の新旧対照表であります。

次に、12 ページ・13 ページをご覧ください。

山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例改正の新旧対照表であります。同じく、左側が「新」で、右側が「旧」でございます。

12 ページの第 6 条第 1 号の改正は、本文中の「又は附則第 21 条」を「、附則第 21 条又は附則第 24 条」に改めまして、次の 13 ページ第 6 号の本文中の「又は附則第 22 条」を「、附則第 22 条又は附則第 25 条」に改めるものでございます。附則第 2 条は、「平成 26 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改めるものでございます。

以上が提案いたしました、議案第 1 号の 2 件の条例改正案の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長(鍋田幹雄君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ないようであります。

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19 番深澤平助君。

○19 番 深澤平助君 今、提案されまして大きく 2 つの問題があろうかと思えます。一つは基金条例を変えるということ。それからもう一つは保険料そのものを改定する。大きくこの二つがそうだと思う。

私は、保険料の高齢者へのこれ以上の負担を課しては危ないといつも思っております。今回、当局が臨時特例基金条例を改定するということについては、あと予算案との関係でもはっきりしていますが、基金を取り崩してという内容であると思う。従って、これは評価できるし賛成できる問題だと思います。

ただ、前回の 1 月の説明会の時にも若干意見を述べましたが、今回も年に 820 円の保険料の値上げ、しかもそれは均等割のみという事でもって意見を若干述べておきましたが、これについては、これ以上高齢者の負担を課してはいけないという立場から見て賛同できない。これについては反対という内容です。以上です。

●議長(鍋田幹雄君) 他にございませんでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 22 番後藤政行君。

○22 番 後藤政行君 保険料の案件について賛成の立場で討論を行います。

今回の大きな改正は今後 2 年間に後期高齢被保険者が県内で 3,900 人増加する事による療養の給付を中心とした保険給付の増加予測をどのような財源で確保するかという事に尽きると思う。本保険の給付費は窓口負担分を除き、それを 100 としたら、現役世代からの仕送り金で 40%、被保険者の保険料で 10%、国からの国庫補助 33%、県及び市町村各 8% という構成になっているのであり、この数値からもお分かりのように公的

資金からの援助が50%にも及び国・県・市町村の財源を圧迫しているのであります。

さらに現役世代の公的医療保険の保険料の負担額も本県高齢者支援金の増額を余儀なくされたことにより、この4年間で被用者保険と各保険者を合算し30万円の給与所得者の場合、平均で1.47%、金額ベースで62,640円もの負担増が発生しすべての労働者や使用者がこの経済状況下においても苦しみながら、耐え忍んで持続可能な医療保険制度として、世界一の長寿国維持の為高齢者支援する為に頑張って納付しているのであります。

この事を考えてみますと、公的援助も財政を非常に圧迫していることからこれ以上の増額の期待は出来ないであろう。

さらに現役世代からの支援金の増額についても負担は重く若者世代の家計をこれ以上苦しめることに繋がるので、これについても避けたい。

政府の社会保障制度改革国民会議の総論でも、高齢者にもそれ相応の負担を求めなければ、本医療保険は、将来機能しなくなる、破綻すると警告し結論付けているのであります。

そうはいつでも75歳以上のこの人たちは現代社会の功労者である。経済的弱者である。ほとんど年金生活者であります。政治の責任として現状数々の優遇措置や救済措置を取っているのであります。

確かに深澤議員の反対討論のとおり、値上げすれば高齢者の生活に与える影響は少なからずあるかもしれません。ですが、後世代にそのツケを回さないためにも、さらに受益者負担ということも考慮しても、被保険者自らが負担することはやむを得ないことだと思うし、これを放置することは許されません。富裕層を中心とした応能割を増額すべきだと主張していますが、過去に勤労所得者であった平均的な年金収入240万円の受給権者の保険料負担額は所得割及び均等割両者合算で7万6千円を負担しています。反対に基礎年金要するに国民年金だけの受給権者のことですが、年金額も最高で79万円ぐらいの受給額ですがこの人たちは所得割の負担はなく、均等割の負担のみで、さらに9割が軽減措置がとられているので負担額はわずか均等割の4千円近辺という負担になっているので、基礎年金だけの受給権者の収入は最高金額79万円、240万円の被保険者の3分の1の収入であるが、負担は20分の1で済まされている。

また、窓口負担も240万の被保険者は3割負担であるが、基礎年金のみの受給権者は1割負担で済まされている。このように低額所得者や経済的弱者については、数々の優遇措置や軽減措置がとられている。これ以上の負担の格差を拡大する応能割に依存することは税負担の公平性という視点から考えても許されないことだと思うのであります。

そして、皆様方は意外に気が付いていないのであるが、富裕層の方が健康管理には人一倍気配りをしているので保険医療機関にかからないということが言えるのです。

また、75歳以上の平均貯蓄高は金融庁の統計資料によりますと夫婦で600万から700万ほどと統計数字に出ています。

確かに一部経済的弱者もいますが、この820円という金額はそれほど大きな負担とは考えなくても良いと思います。よって、執行者の提案のとおり均等割を増加する方法が全被保険者、一律に負担することであり、平等である。金額が820円と少額であることから大きな抵抗はないと考える。であるが、安易に保険料や窓口負担をアップすれば良いというものではありません。保険者である広域連合のとする使命は、今後医療費の給付の削減に次のような努力をすべきものだと考えます。①メタボ対策や定期健康診断の励行などを繰り返し繰り返し広報などで被保険者の理解や協力を求め、徹底した医療費の削減に取り組むこと。②徹底したレセプトの分析を行い、被保険者に公表して、疾病の予防に努力すること。③各市町村におかれても総合運動所的な施設を使用し、体力増進、健康増進、機能訓練、機能回復、生活習慣予防などの中年及び老人向けなどを組み合わせ

せた全世代を対象とするトレーニングセンター的な施設を前向きに検討することが医療費の削減に繋がることを考えるべきだと思います。

最後に75歳以上の被保険者についても次の努力をお願いしたい。①安易に医療機関を変更しないこと。不必要な薬品を求めない。②労働安全衛生法などの労働災害防止規定や事故防止規定の周知徹底を図り、日常生活の不注意や過失による事故撲滅の徹底を図ること。③先発医薬品でなく比較的安価である後発医薬品、ジェネリック医薬品を積極的に使用することを心がける。④毎年75歳以上の被保険者は増加します。医療費は著しく増加の一途を辿ることは確実です。現役世代や家族に負担がかからないように被保険者自らが健康管理には一層の心配り、気配りを行い、医療費の削減に協力姿勢を一人ひとり自覚することをお願いしたいと思います。以上により、本案件については挙手多数の可決しますとの採決を切望し、賛成討論を終結します。以上です。

●議長(鍋田幹雄君) 他にありませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。3番小林義孝君。

○3番 小林義孝君 1月の30日に甲府で国保セミナーが開かれました。そこには、厚労省から国民健康保険課の課長補佐が見えて、講師を1時間半に亘ってお話をされました。国保の問題なども非常に複雑な仕組みになっていまして、私も国保協議会の委員もしているのですが、討論発言がないのですよ。分からないから一般被保険者が発言できない。制度が複雑になってですね、研修なんかを重ねなければ内容は分かりませんよ。

そして、今視察研修もやっていない。お金がないから。こういう中ですね、35人分の資料が机に置かれて。54人分ぐらいです。ところが欠席が20人ぐらいありまして、30人あまりの出席に留まりました。都留市から国保協議会の委員が12人行きました。出席者の3分の1ぐらいが都留市の国保協議会の委員だったのです。

私は、その説明された課長補佐に図式された世代の発展、2060年には少子高齢化が極まって日本の人口は8,800万人までに減ると、こういう説明図がありましたので、そうになったら国保体制がダメになるどころじゃなくて、日本がダメになる。

こうした医療費の高騰や地方の衰退、自治体のリストラ、こういう政治の大もとに何があるかと言ったら、日本の異常な大企業中心の資本、ルールなき資本主義というふうに私たちは言っていますが、経済大国、中国に抜かれたとは言っても3番目に大きな経済大国が何故こんなに国民負担が大きいのか、一つの形として大企業の270兆円の内部留保があります。大企業やりたい放題儲けたい放題、そういう中で非正規雇用が今、35%を超える。昨日のテレビなどの報道でも賃金が日本は下がっている。こういう現象も報告をされている。私は世代間の対立をあおったり、職業による対立などをあおったりというのは私は間違い。やっぱり大企業中心の政治を正していくことなしに医療費の高騰などは抜本的に改められることはない、というふうに私は思います。

経済大国でありながら、先ほど高齢者の貯金のことを言いましたが、福祉大国と言われるスウェーデンでは貯金をする必要がない。税金が高いと言われていますが、税金が高いという不満はない。私も以前10日ほど行って勉強してきましたのですが、日本との違いを痛感しました。

こういう中で、やはり一番大きな矛盾として分かりやすいのが東日本大震災で自治体リストラでどんどん人を減らし、合併した中で職員の手も足りない、地方の衰退が極まる中で、第一次産業が衰退する中で襲った被災地の現状、私どもも3度ほど支援に駆けつけましたが、そういった中で、根本的に日本の政治の在り方を他国との比較などで論議をしないと、日本国内の国民の中に対立をあおるようなやり方で解決出来るとは思いません。そういう中で、日本の元々優れていた医療保険の制度を解体に導くような方向に行くのは直ちに改めていく必要がある。

私はそういう意味で、この医療費の高齢者の負担の増額みたいなものについては、やっぱり底の所に原点に何があるかということの思いがいたしまして、やっぱり検討すべきではないかと思えます。以上です。

●**議長(鍋田幹雄君)** 他にありませんか。

ここで討論を終結しまして、ただ今いろんな人からご意見をいただきましたそういったものを参考にこれから採決に入ります。お諮りいたします。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●**議長(鍋田幹雄君)** 挙手多数でございます。

よって「議案第1号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●**議長(鍋田幹雄君)** 次に、日程第6議案第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(鍋田幹雄君)** 菊原事務局長。

○**事務局長(菊原忍君)** 議案第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」についてご説明させていただきます。

議案書の5ページをご覧くださいと思います。

本補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,443万1千円を増額し、それぞれ945億6,075万8千円とするものでございます。

6ページ・7ページをご覧くださいと思います。

歳入の主な内容であります。国庫補助金として交付される、人間ドック事業に対する調整交付金の増額、著しく高額な医療の給付に係る共同事業交付金の増額、及び医療給付費の不足分に充当するための基金繰入金の増額、並びに市町村負担金である保険料軽減分を補てんする負担金の減額などです。

次に、歳出の主な内容であります。審査件数の増加による保険給付費の増額、健康保持増進事業実施市町村への補助金の増額、及び国庫補助金等の清算に伴う返還金の増額、並びに国庫補助金等返還金に充当するための基金積立金の減額などです。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(鍋田幹雄君)** 坂本業務課長。

○**業務課長(坂本昇君)** それでは、私の方から内容につきまして資料2、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。予算説明書の1ページからが特別会計の補正予算になります。

3ページは、歳入4ページ・5ページが歳出の総括表でございます。

初めに、歳入から説明させていただきます。6ページ・7ページをご覧ください。

まず、1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」3目の「保険基盤安定負担金」3,788万3千円の減額は、保険料軽減額が見込みより減少したため、保険料軽減分を補てんする負担金が減額となったものでございます。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目の「調整交付金」671万8千円の増額は、各市町村で実施する人間ドック事業の実績と見込みを精査する等の中で、増額するものでございます。

5 款「特別高額医療費共同事業交付金」116 万 4 千円の増額は、1 件 400 万円を超える著しく高額な医療の給付に係る交付金で、今年度末までの見込みによる増額でございます。

7 款「繰入金」2 項「基金繰入金」1 目の「臨時特例基金繰入金」10 万 5 千円の増額は、この基金を活用する特別対策事業となる、市町村が行う後期高齢者医療制度の広報等に係る経費の実績と見込みを精査した増額でございます。

2 目の「後期高齢者医療給付基金繰入金」4,432 万 7 千円の増額は、医療給付の実績と見込みを精査し、不足分に充当するため増額するものでございます。

次に、歳出でございます。8 ページ・9 ページをご覧ください。

1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」、19 節の「負担金、補助及び交付金」の 10 万 5 千円の増額は、市町村が行った、後期高齢者医療制度の広報等に対する補助金で、各実施市町村の事業費が確定したことにより増加するものでございます。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」1 目の「療養給付費」は、財源更正でございます。市町村支出金の減額分を特別高額療養費共同事業交付金及び繰入金で賄うものであります。2 目の「訪問看護療養費」も同様に財源更正でございます。5 目の「審査支払手数料」328 万円の増額は、審査件数の増加により補正するものでございます。

10 ページ・11 ページをご覧ください。6 目の「療養費」は、財源更正でございます。

2 項の「高額療養諸費」と次の 12 ページ・13 ページの 3 項「その他医療給付費」は、すべて財源更正でございます。

5 款「保健事業費」1 項「健康保持増進事業費」2 目の「その他健康保持増進費」は、671 万 8 千円の増額ですが、これは、市町村が実施する健康増進事業への補助金について、実績と見込みを精査する中で、人間ドック事業の増加が見込まれることによる増額でございます。

6 款「基金積立金」1 項「基金積立金」2 目の「後期高齢者医療給付基金積立金」の 392 万 9 千円の減額につきましては、本年度の積み立てが可能と見込んでおりましたが、後ほど出てきます、平成 24 年度の国庫及び県への清算による返還金に充てるため、この基金の積み立て分を減額するものでございます。

14 ページ・15 ページをご覧ください。7 款の「公債費」は、財源更正でございます。

8 款「諸支出金」1 項「償還金及び還付加算金」2 目の「償還金」825 万 7 千円の増額は、平成 24 年度の療養給付費負担金等が精算により確定しましたので、国庫及び県への返還分を補正するものでございます。

以上が「平成 25 年度特別会計補正予算（第 2 号）」の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長(鍋田幹雄君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) それでは討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号「平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(鍋田幹雄君) 挙手全員でございます。

よって「議案第 2 号」は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第3号】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第7、議案第3号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 菊原事務局長。

○事務局長(菊原忍君) 議案第3号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の9ページをご覧くださいと思います。

平成26年度の一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,770万7千円でありまして、前年度と比較して255万3千円の増額となっております。一般会計は、議会に係る費用や広域連合の事務に要する費用及び特別会計の事務費に充てる繰入金等の歳出について、構成市町村から負担金を受け入れ、これに充当する内容となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、小俣次長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 小俣事務局長。

○事務局次長(小俣正春君) 詳細につきましては、お手元の「資料2」予算説明書の17ページからの一般会計予算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

始めに、歳入であります。22・23ページをお願いいたします。

1款「分担金及び負担金」4億6,391万円は、構成市町村から事務費の共通経費として納入して戴きます。負担金の算出方法であります。均等割及び各市町村の総人口と75歳以上の人口を按分しまして、年4回に分けて納入していただきます。

4款「財産収入」43万円は、事務費負担金を積み立てる「財政調整基金」及び保険料の軽減等に係る国庫補助金を積み立てておく「臨時特例基金」の資金の運用による利子分であります。

5款「繰入金」336万4千円は、財政調整基金からの繰入金であります。この基金の取崩につきましては、「広域連合財政調整基金条例」に基づき、市町村の負担軽減を図るためのものであります。

6款「繰越金」並びに7款「諸収入」につきましては、それぞれの収入額が確定しておりませんので、科目設定となっております。

24ページをお願いします。前年度2款「国庫支出金」及び3款「県支出金」につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律、附則第14条」で定めております。6年を経過したため、消滅いたしました。

次に歳出であります。26・27ページをお願いいたします。

なお、説明欄の最初の各数字につきましては、節の区分の数字に対応し、主な内容が記載されておりますので、参照をお願いいたします。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」116万1千円の内容であります。定例会2回、臨時会1回の開催を見込んでおります。主な支出予定であります。議員27名の報酬、及び旅費であります。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億6,668万3千円を見込んでおります。主な支出予定であります。3節「職員手当等」645万7千円は、通勤手当に441万6千円、時間外勤務手当に170万5千円あります。

説明欄につきましては、29 ページにかけてお願いいたします。

11 節「需用費」172 万 6 千円は、消耗品及び電気使用料などであり、12 節「役務費」139 万 8 千円は、郵送料などの通信運搬費などであり、13 節「委託料」595 万 5 千円の主な支出予定は、財務会計システム及びグループウェア保守委託料に 475 万 9 千円、条例等整備委託料に 115 万 6 千円を予定しております。14 節「使用料及び賃借料」1,463 万 5 千円の主な支出予定ですが、事務所及び書類保管用の倉庫等の借上げに、912 万 7 千円、内部情報系パソコンなどに 395 万 8 千円を予定しております。19 節「負担金、補助及び交付金」1 億 3,623 万 4 千円の主な支出予定は、派遣職員 20 名分の給与等を派遣元の市町村に、1 億 3,616 万 7 千円の支払いを見込んでおります。

2 目「公平委員会費」、3 万 2 千円は、委員 3 名の「報酬」と「旅費」を見込んでおります。30・31 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目「選挙管理委員会費」4 万 4 千円の支出予定は、委員 2 名の「報酬」と「旅費」を見込んでおります。2 款 3 項 1 目「監査委員費」33 万 5 千円は、委員 2 名による月例監査などの、「報酬」と「旅費」を見込んでおります。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」2 億 9,802 万 1 千円で、前年度より 400 万 2 千円の増額となっております。この老人福祉費は、特別会計への繰出金で、増額の主な理由としましては、国保連合会に委託しております、診療報酬明細書の点検等の経費が、消費税の値上げによるもの及び、被保険者の増加による審査枚数の増加によるものでございます。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」は積立金と基金利子で、3 万 1 千円を予定しております。

32・33 ページをお願いします。

2 目「臨時特例基金費」は利子の積立金、40 万円を予定しております。

5 款「予備費」につきましては、100 万円計上しております。

以上が、平成 26 年度一般会計予算の明細でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

●議長(鍋田幹雄君) 事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ないようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号「平成 26 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(鍋田幹雄君) 挙手全員でございます。

よって「議案第 3 号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 4 号】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第8、議案第4号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 菊原事務局長。

○事務局長(菊原忍君) 議案第4号「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明させていただきます。

議案書の13ページをご覧くださいと思います。

平成26年度の特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ940億7,625万2千円でありまして、前年度と比較して4億8,224万6千円の増額となっております。特別会計につきましては、被保険者からの保険料、国、県、市町村からの負担金、及び支払基金からの支援金などを財源として、医療給付を主に行っております。

以上、概要につきましてご説明いたしましたが、詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) それでは、平成26年度特別会計予算の詳細につきまして、資料2予算説明書で説明させていただきます。

特別会計は、医療の給付に関する収支が対象になります。39ページからが特別会計の事項別明細書になります。41ページが歳入、42ページ・43ページが歳出の総括表になります。

次の44ページ・45ページをご覧ください。初めに、歳入から説明させていただきます。

1款「市町村支出金」1項の「市町村負担金」は、合計で151億3,245万2千円で前年度より2億2,135万円の増額であり、約1.5%の伸びとなっております。これは、保険料率の引き上げと保険料軽減枠の拡大に伴います。市町村の負担金が増加するためでございます。

1目の「保険料等負担金」57億9,982万1千円は、市町村で徴収した保険料を負担金として広域連合に納付するもので、被保険者数の増加及び保険料率の引き上げにより、前年度に比べ6,121万7千円の増額となっております。

2目の「療養給付費負担金」の1節「現年度分」73億6,477万6千円は、給付費の12分の1相当額となる、療養給付費等に係る市町村の定率負担分でございます。

3目の「保険基盤安定負担金」19億6,785万4千円は、7割、5割、2割軽減の保険料軽減相当額の補てんのための負担金でございます。平成26年度においては、5割軽減と2割軽減の軽減枠が拡大されるため、県及び市町村の負担金が増えるものでございます。増額分は1億5,057万3千円になります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目の「療養給付費負担金」1節の「現年度分」220億9,432万9千円は、給付費の12分の3相当額となる、療養給付費等に係る国の定率負担分でございます。

2目の「高額医療費負担金」1節の「現年度分」3億1,812万1千円は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費への負担金であり、負担対象額の4分の1が交付されます。

2項「国庫補助金」1目の「調整交付金」84億2,495万5千円は、各広域の財政力に応じて補助されるものであり、療養給付費等の12分の1を目途に交付される普通調整交付金83億8,276万6千円と人間ドック助成事業等に充てるための特別調整交付金4,218万9千円でございます。

2目の「後期高齢者医療制度事業費補助金」3,671万8千円は、国からの制度上の事業費補助金でございます。1節の「健康診査事業補助金」2,651万3千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して基準額の3分の1が補助されます。

46ページ・47ページをご覧ください。

2 節の「保険者機能強化事業補助金」694 万 9 千円は、医療費適正化及び収納対策事業に対する補助金であり、事業費の 2 分の 1 が補助されるものでございます。

3 節の「特別高額医療費共同事業補助金」325 万 6 千円は、400 万円を超える著しく高額なレセプトのうち、200 万円を超える部分について全国の広域連合が共同で負担する事業に対し、当広域連合の拠出金に対する補助金が交付されるものでございます。

3 目の「円滑運営臨時特例交付金」6 億 5,480 万 3 千円は、平成 26 年度保険料軽減分の補てんとして交付されるもので、臨時特例基金へ積み立てられます。

4 目の「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災に係る保険料及び一部負担金の減免に伴う補助金について、科目設定するものでございます。

3 款「県支出金」1 項「県負担金」1 目の「療養給付費負担金」1 節の「現年度分」73 億 6,477 万 6 千円は、給付費の 12 分の 1 相当額となる療養給付費等に係る県の定率負担分でございます。

2 目の「高額医療費負担金」1 節の「現年度分」3 億 1,812 万 1 千円は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費への負担金であり、国と同様、負担総額の 4 分の 1 が交付されます。

2 項「財政安定化基金支出金」1 目の「財政安定化基金交付金」は、保険料が予定収納率を下回り、かつ給付費が見込みを上回る場合の財源不足に対応するための、基金からの交付金であります。科目設定するものでございます。

48 ページ・49 ページをご覧ください。

3 項「県補助金」1 目の「後期高齢者医療保健事業補助金」2,651 万 3 千円は、市町村が実施する健診費用への県の補助金であり、国と同様、基準額の 3 分の 1 の補助を予定しております。

4 款 1 項「支払基金交付金」1 目の「後期高齢者交付金」1 節の「現年度分」381 億 6,289 万 1 千円は、若者世代からの支援金であり、療養給付費等のおよそ 4 割に当たる金額が交付されるものでございます。

5 款の「特別高額医療費共同事業交付金」600 万円は、1 件 400 万円を超える著しく高額なレセプトに対する国保中央会からの交付金でございます。

6 款「財産収入」1 項「財産運用収入」1 目の「利子及び配当金」50 万円は、特別会計で管理する医療給付基金で生じた利子分でございます。

50 ページ・51 ページをご覧ください。

7 款「繰入金」1 項「一般会計繰入金」1 目の「一般会計繰入金」2 億 9,802 万 1 千円は、各市町村からの事務費負担金でございます。

2 項「基金繰入金」1 目の「臨時特例基金繰入金」7 億 1,988 万 7 千円は、保険料の特例軽減措置の補てん、及び広報等に係る費用に充てるため、これらを取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。

2 目の「後期高齢者医療給付基金繰入金」4 億 1,255 万円は、保険給付費の不足額を、過年度における保険料の剰余金を積み立てた基金を取り崩し、会計に繰り入れるものでございます。

8 款の「繰越金」は、前年度からの繰越金であります。金額が確定していないため、前年度同様、科目設定するものでございます。

9 款の「県財政安定化基金借入金」は、保険料の未納、給付費の増加等による財源不足に対する無利子の貸付けですが、前年度同様、科目設定でございます。

52 ページ・53 ページをご覧ください。

10 款「諸収入」1 項「延滞金、加算金及び過料」のうち、1 目の「延滞金」2 目の「過料」及び 3 目の「加算金」は、いずれも科目設定であります。

2 項「預金利子」1 目の「預金利子」につきましても科目設定であります。

3 項「雑入」1 目の「第三者納付金」1 億円は、給付事由が第三者行為によって生じた医療給付費の損害賠償金でございます。2 目の「返納金」560 万円は、所得更正等による医療給付費の返納金でございます。3 目の「雑入」は、科目設定であります。以上が歳入であります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。54 ページ・55 ページをご覧ください。

1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目の「一般管理費」は、3 億 757 万 8 千円で、前年度より 967 万 2 千円の減額、率にして約 3%の減でございます。

主な内容でございますが、1 節「報酬」3 節「職員手当等」4 節「共済費」及び 7 節の「賃金」は、いずれも嘱託職員及び臨時職員に係る人件費でございます。

8 節の「報償費」は、懇話会委員の報償金で年 2 回の開催を予定しております。また、市町村の担当職員を対象とした、保険料収納対策研修講師謝礼として 5 万円を計上いたしました。

9 節の「旅費」は、懇話会開催時の費用弁償と職員の普通旅費でございます。

11 節の「需用費」は、事務用消耗品、医療費通知用の圧着はがきの印刷等の経費でございます。

12 節の「役務費」は、医療費通知の郵送料等の通信運搬費、制度周知の広告料及び、レセプトに係る各種手数料等でございます。

13 節の「委託料」は、標準システムに係る委託料、レセプトの資格確認等に係る国保連への委託料、レセプトの点検委託料等々、説明欄に記載のとおりでございます。

56 ページ・57 ページをご覧ください。

14 節の「使用料及び賃借料」は、懇話会等の会場借上料及び標準システムの広域連合分及び市町村分に係るリース料でございます。

19 節の「負担金、補助及び交付金」は、保険者協議会への負担金等でございます。

2 款「保険給付費」1 項「療養諸費」のうち 1 目の「療養給付費」874 億 8,850 万 5 千円が、通常の医療給付になります。前年度より 1 億 4,166 万 8 千円増額しております。

58 ページ・59 ページをご覧ください。

2 目の「訪問看護療養費」2 億 9,435 万 9 千円は、居宅で医師の指示により、看護師等から療養上の世話を受けたときの費用でございます。

3 目の「特別療養費」10 万円は、被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者に要した療養給付費等でございます。

4 目の「移送費」200 万円は、医師の指示により、病院等に一時的、緊急的に移送されたときの移送費用でございます。

60 ページ・61 ページをご覧ください。

5 目の「審査支払手数料」2 億 6,189 万円は、国保連合会に委託している療養給付費に係る審査支払の費用であり、対象となるレセプトは、319 万 3,776 件を見込んでおります。前年度より、2 万 4 千件程度増える見込みでございます。

6 目の「療養費」10 億 8,489 万 3 千円は、補装具、柔道整復等、やむを得ない事情で療養の給付等を受けずに診療等を受けた費用でございます。

62 ページ・63 ページをご覧ください。

2 項「高額療養諸費」1 目の「高額療養費」33 億 8,571 万 7 千円は、窓口で支払う自己負担額が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた方に支給するものでございます。

2 目の「高額介護合算療養費」1 億円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払う自己負担分の 1 年間の合計額が、一定の限度額を超えた方について支給するものであります。

3 項「その他医療給付費」1 目の「葬祭費」は、被保険者の死亡に対して、葬祭を行

う方に5万円を支給するもので、7,542件を見込んでおります。

64ページ・65ページをご覧ください。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、400万円を超える著しく高額なレセプトが対象となり、200万円を超える部分を、全国の広域連合で負担し合うための拠出金でございます。過去の実績から、1目の「共同事業拠出金」に700万円、2目の「事務費拠出金」に8万円を見込んでおります。

5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目の「健康診査費」5,302万6千円は、市町村が実施する健康診査事業に対して、国と県の補助を受けて、交付する補助金でございます。

2目の「その他健康保持増進費」4,000万円は、広域連合が実施する健康増進事業実施時の講師への謝礼と、市町村が実施する人間ドック事業などの健康づくり事業への補助金でございます。

66ページ・67ページをご覧ください。

6款「基金積立金」1項「基金積立金」1目の「臨時特例基金積立金」6億5,480万3千円は、これまで当初予算は科目設定で、全額を補正予算で計上してきましたが、平成26年度においては、国の方で当初予算に計上することとなりましたので、広域連合といたしましても同様に当初予算に計上することといたしました。

2目の「後期高齢者医療給付基金積立金」には、基金の利息50万円を計上しております。これは、後期高齢者医療給付基金積立金に積立てる、前年度(平成25年度)の剰余金が不確定のため、財産収入で受け入れた基金の利息だけを積み立てるものでございます。

7款「公債費」は100万円で、資金運用上一時借入れをした場合の利子を計上したものでございます。

8款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」1目の「保険料還付金」2,000万円は、保険料の賦課更正等による還付金でございます。

68ページ・69ページをご覧ください。

2目の「償還金」は、療養給付費等に係る市町村や国等への返還金の科目設定で、3目の還付加算金20万円は、保険料の還付に対する加算金でございます。

9款「予備費」は、前年度と同様、200万円を計上しております。

最後に、平成25年度まで第3款に計上されておりました、「県財政安定化基金拠出金」につきましては、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料の不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について補うため、国、県、それと広域連合でそれぞれ3分の1ずつ拠出して、平成25年度まで基金として積立ててきましたが、県の方で、これ以上積み立てる必要がないということで、平成26年度においては、支出がございません。ちなみに本年度末の積立額は、14億円程度となる見込みであります。

以上が平成26年度特別会計予算の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

●議長(鍋田幹雄君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 基金繰入金のところですが、今日の提案された予算書とそれから今日出された「資料2」というこの基金の状況でちょっと腑に落ちない所があるんで質問するのですが、この提案された議案書の14ページの基金の額は14億3千万円かこの内訳が1・2というふうにあるけれども、この予算説明書の方の50ページの基金繰入金については1と2を合わせて11億3,200万ということで、この数字の違いがあるのだけ

れども、これはどういう理由なのかとこれをまず聞きたい。お答え願います。

●議長(鍋田幹雄君) 暫時休憩いたします。

—午後4時5分休憩—

—午後4時6分再開—

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 再開をいたします。坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) 今7款の基金繰入金、2項の基金繰入金につきましては、合計で11億3,243万7千円ということで、これは2項の基金繰入金でございますね。合計で11億3,243万7千円になっております。

●議長(鍋田幹雄君) よろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 定例会議案の14ページの7款の繰入金。これが14億3千万円になっているでしょ。そして、ところが今日の「資料2」の方の50ページの7款繰入金というのでは1・2を合わせて11億3,200万ということだから、約3億近く違いが、ここがどういうことか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) これは7款2項ということで、上の1項一般会計からの繰入金のこれを合わせますと14億3千万何がしになります。それが上に、今のご質問いただきました基金繰入金11億3,200万円の50ページの上の第1項を加えて、7款の14億3千万円何がしになるということなので、よろしく願います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 分かりました。ありがとうございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 もう一つ、それでこういう具合に基金を繰り入れて今度の予算を計上したのだけれども、そうしますとこれまでの基金残額、おそらく私の計算で4億4千万円ぐらい残るだろうと、それに今年度の予算の基金積立金が6億5千万円ということになると、26年度末においては約10億を超える基金が出ると理解してもいいですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) ご質問のとおりでございます。今年度末で約11億円程度の剰余金になるものと思われま。それを保険料の試算の段階においても剰余金として計算させていただきます。おおよその金額でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。3回目ですけれどもどうぞ。

○19番 深澤平助君 剰余金と言われたけれども基金としての11億でしょ。剰余金ではなくて。そういうふうに私は理解しているのですが。剰余金ではなくて、基金として10億以上、26年度末にはっていうふうに理解しているのですが。剰余金ではなくて。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 坂本業務課長。

○業務課長(坂本昇君) 26年度末においては、ちょっとまだ分かりません。私、今言いましたのは、25年度末で約11億ということ。本年度末の話しで答弁をさせていただきましたので、26年度末につきましては、後期高齢者給付基金繰入金、26年度4億1,255

万円といふうに予算計上してありますので、その約11億の基金からこれだけ取り崩す、4億何がしを取り崩すということになります。以上です。

●議長(鍋田幹雄君) 他にありませんか。

ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 この議案についても、最初に出された議案でも意見を述べましたが、その意見と同じでして、こうして保険料の値上げ案が含まれた予算計上ということでございますので、私は反対いたします。

●議長(鍋田幹雄君) 他にありませんか。

ないようですので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、「平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(鍋田幹雄君) 挙手多数でございます。

よって「議案第4号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 発議案第1号】

●議長(鍋田幹雄君) 次に、日程第9、発議案第1号「後期高齢者医療制度に関する意見書提出について」を議題とします。提案者であります深澤平助君に演台にて説明を求めます。

○19番 深澤平助君 それでは、「後期高齢者医療制度に関する意見書提出について」の説明を行います。文書を朗読して提案に代えます。

後期高齢者医療保険制度が発足して6年が経過しました。この中でいま多くの問題が起きています。その一つは保険料負担の問題です。制度が発足した以降本広域連合の保険料はこの間、大幅に引き上げられています。それに今年もまた引き上げられようとしています。

後期高齢者はそのほとんどが年金生活者で、本広域連合の被保険者は、現在116,325人おりますがその75.8%の人は何らかの軽減措置を受けている状況です。こうした低所得者にとって保険料のこれ以上の引き上げは額の大小に関わらず耐え難いことです。しかも、高齢者に支給される年金は昨年1%引き下げられ、また今年も1%、来年も0.5%引き下げられることになっています。一方消費税はこの4月から8%に引き上げが予定されており、それが実施されたならば高齢者の負担はあっという間に重くなり生活はますます厳しくなることは明らかです。

当局は、保険料引き上げの理由を「保険給付費の増加」としてはいますが、高齢者の医療費が増えることは高齢化が急速に進む今日の状況では当然のことで、医療費の増加が即保険料の引き上げとなる現制度こそ問題であります。したがって国、県の公的負担の増額がどうしても必要でこれを強く要求するものであります。よって別紙の、これは後ろに付いていますが、別紙の意見書を提出いたします。

どうか議員の皆さん、ご理解の上、この問題について賛同されることをお願いして提案説明を終わります。

●議長(鍋田幹雄君) 説明が終わりました。ただいまから、発議案第1号の質疑を行います。質疑の答弁は自席にてお願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 22番後藤政行君。

○22番 後藤政行君 提案者であります深澤議員に質問いたします。

私たちも誰も高齢者に保険料の負担をお願いすることは当然気が引けて、出来るだけそれは避けたいと思っています。でも、先ほど条例の改正の時に賛成討論でも申し上げたけれど、これは法律で公的負担の割合が決まっている訳です。そして、この文書の最後の末尾の2行「したがって国、県の公的負担の増額がどうしても必要でこれを強く要求するものであります。よって、別紙の意見書を提出いたします。」とこう書いてあるのだけれども、これよく見てみると、提出先は山梨県知事と山梨県議会議長に最大の公費負担である国へ、内閣総理大臣宛なのか、厚労大臣宛なのか、これを山梨県知事や議会議長に、送っても国へ意見書を送付することは考えられないと私は思います。この意見書自体に不備があると思います。これをどういうふうにしる宛て、議会議長宛てで。しかも公費の負担は県と市町村が全く同じ割合で負担しているのです。じゃ市町村宛てはどうするのでしょうか。

そして、もう一つ山梨県だけで、こんな特筆的な負担をした場合、どういうことが考えられるかと申しますと、以前、皆様が障害者の窓口負担を各市町村でして、それは国の方針に反していてペナルティを取られるから、嘆願書や請願書を審議した自治体もあるかもしれないけれども、私は山梨県だけこんな特筆なことをしたとしても、お宅の県は財政が豊かだから国からあんまり援助しないということを言われて、ペナルティを付けられたらどうなるのでしょうか。

いずれにしても今の2点を、深澤議員に提出先が山梨県知事と議会議長宛てで内閣総理大臣または厚労大臣にいくと思いますか。当然、私はそんなこと考えられない。

しかも、市町村の長宛てにはどうするのでしょうか。県だけに出したからといってどうにもなるものではないと思うのですが、深澤議員にその辺の説明をお願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 おっしゃるとおりこの意見書の裏の文書は県への提出になっておりますが、私の説明不足とはいえ、県へ出すということではなく、この文書にあるように国、県の公的負担の増額がというふうに出してあり、これを提出する時にも事務局には国へこの文書と同じ文書を、国へも意見書として出していただくというふうに事務局には申し添えております。したがって、国への文書がここに提出されなかったことと同時に、私の説明が国への意見書の事が説明不足で申し訳ありません。

国へも無論、同じ文書をもって提案させていただくということです。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 22番後藤政行君。

○22番 後藤政行君 先ほど発言しましたが、同じ同額負担している市町村長宛てにはどうするのでしょうか。

私は、こういった類の意見書は、ほとんど知事部局の部屋の片隅か廊下に積んであるだけのものだと思うのですよ。この意見書が。

かと言って勿論、やらないよりもやった方がいいかもしれませんよ。高齢者のことは私たちも負担はあまりかけたくないですから。

そういったことで市町村宛てにはどうするのでしょうか。市町村の首長宛てには。お願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 ここは各自自治体とは違って、山梨広域の連合組織ですから、市町村についてはそれぞれ議員がその市町村でもって考え対応するという事になるかと思う。その点について、私は、どうするかということについては、お答え出来ません。

ここだけの広域連合として、どうするかということでもって出したのですから。お分

かりでしょうか。

●議長(鍋田幹雄君) 他にありませんか。

ただいま質疑を受けておりますが、他にありませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) はい。23番高村富三人君。

○23番 高村富三人君 今、この文書を読んだのですけれども、色んなことが書いてあるのですが、最後に「国、県の公的負担の増額がどうしても必要」とこれだけが強くあって、これだけが目的みたいな感じに感じられます。

実際、予算説明があったように各市町村で健康診断でも、国も補助を出していますよね。そういうお金を出せ出せではなくて、我々もこういうことをするからもう少し何とかしてくれという文書でないと、おかしいと思います。

今回、大雪が降りましたよね。それでもやっぱり最初、県や国がどうかしろと言っていたのですが、最終的にやっぱり民間とかボランティアが出て協力して、やったような感じになっているのですが、やっぱりお金を出せ出せではなくて、やっぱり我々もこういうことをするから、健康診断受診率100%目指すから、だからその辺を加味して何とかしてくれっていうことをしないと、何かしないで、ただお金を出せ出せだという感じはちょっとと私は思います。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 19番深澤平助君。

○19番 深澤平助君 こういう医療保険制度というのは、やっぱり国全体で社会保障制度として、創ったものだと思います。先程も都留の議員が話されたけれども、全国的な医療制度というものは、国でもってそういう制度を創る訳ですから、それに相応しい内容でなければならないと思います。

それを、最近では自助、共助、公助とかそういう言葉が流行り出して、かなりの部分を自助自助という流行り言葉になっていて、やっぱり制度ですから、こういう国が決めた制度、その国が決めた制度だから、やっぱりそれに相応しい公的の費用を出して、高齢者も安心して医療を受けられるようにする。こういうことが大事だと思います。

そういうことで、私は、この今回県内の後期高齢者の議員の皆さんにこの辺でお願いしてみましょと、そういうふうにした訳です。これについてご理解を願いたいとそんなふうに思います。

●議長(鍋田幹雄君) 他にありますか。

ないようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 24番小林昭一君。

○24番 小林昭一君 はい。24番小林です。

私は、この意見書については、まだちょっと賛成しがたいと思います。

というのは、金額どうこうもありますが、やはり第一は健康増進ということで、その面の方の意見書であれば良いと思うのですけれども、各市町村も補助金を出して健康診断をやったり、スポーツクラブを作ったりどうかという話も出ているので、そういった中の方法でもっと健康のある人を使えば、健康な体を作れば、お金を使わない、医療費を使わないわけですからそういう方向での考え方の方が良いのではないかと、そんなふうに思います。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 18番保坂實君。

○18番保坂實君 せっかくの機会ですので、一言申し上げます。

私は、国民皆保険制度は世界の中で50年間続いてきているのは、日本の国だけなので

す。そういうことで、私どもの健康は、ある程度経済的には守られている。私はやはり私たちは外で年金生活をしていますから、医療費が上がることには非常に危機感を持って、皆も大変だと思いますが、先ほどちょっと意見がでましたが、若い生産活動をする若い人たちには負担がこれ以上増えるような形の保険徴収については、これはやはり高齢者は高齢者なりに考えるべきだと思います。

ですから、皆保険制度の財政をパンクさせないために老人は老人なりに健康管理して、そして、医療費をなるべく少なくして、そうやってやっていく自助努力も必要になると思います。

私は、健康保険の財政をやはり堅実なものにして、皆保険制度を続ける限りはある程度の原因はやむを得ないかと気持ちがある。

深澤議員のお気持ちはよく分かりますけれども、この際、やはり健全財政をやることで、深澤議員のご意見にはちょっと賛成しかねる点があり、大変申し訳ないと思います。以上でございます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(鍋田幹雄君) 3番小林義孝君。

○3番 小林義孝君 一言、賛成討論、賛成者として意見に賛同させていただきます。

おそらく、どの議員さんも出身自治体の議会の中で、ジェネリック医薬品だとかあるいは健診の率の向上だとかを何度も何度も取り上げて節約に努めて、何なり努力をされているかと思えます。

ただ、今度のこの意見書の中身はやっぱり制度の根幹に関わるもので、誤解もあると思うのですが、医療については全部税金でやっている国と保険制度でやっている国と対立されると思います。

ヨーロッパなど行って、例えば日本の旅行者がドイツで病気になった。そしたら、ドイツではタダで診てもらえた。そんな印象はたくさんある訳です。私はその大もとにあるのは、前にも言いました憲法25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とこう書いてある。これは憲法というのは国に対する命令なのです。

ですから、国民が憲法を暮らしに活かす立場で国に色々要求していかないと社会保障制度というのはお金のあふなしで、削減されたりなんなりして国民の負担が増々増えるということも起こりかねない。こういう状況ですから、私は高齢者の暮らしを守る。かつて、高齢者の医療費の無料だった時もある訳ですから、そういうことも想定をしてやっぱり国に国民の暮らし、健康を守るという声を突き付けていく。このことが非常に大事だというふうに思っています。

ぜひ、私たちの自治体の、あるいは議員としての努力は努力としてやはり国に対して要求すべきことはきちんと要求していくという中で制度を維持していく。この立場でぜひ賛同をお願いしたいと思います。以上です。

●議長(鍋田幹雄君) 他にどうでしょうか。

大体、討論も意見としても出尽くしたような感もあります。それぞれ皆さん方がご判断していただいて、これから採決をさせていただく訳でございます。

ただ今、建設的な意見もいただきました。

討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

発議案第1号、「後期高齢者医療制度に関する意見書提出について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって「発議案第1号」は原案を否決することに決定をいたしました。

副議長の方から一言発言させていただきます。

ただ今、色んな皆さん方のご意見をいただきました。本当に実りある議論だったと思います。誠にありがとうございます。

【条項、字句等の整理】

●議長(鍋田幹雄君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(鍋田幹雄君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(鍋田幹雄君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じさせていただきます。

本当に後期高齢者広域連合の定例会も皆さん方のご協力によりまして、全日程を無事終了することと同時に実りある議論、討論が実施されたと思います。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後4時35分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会副議長 _____ 鍋 田 幹 雄

署名議員 _____ 小 林 義 孝

署名議員 _____ 保 坂 實